

◎製造販売後調査における経費の算出方法（消費税別）

項 目	算 出 基 準	考 え 方
①旅費	国家公務員等の旅費に関する法律による	当該製造販売後調査に必要な旅行に関する経費
②検査画像診断料	保険点数の $100/130 \times 10$ 円	当該製造販売後調査に必要な追加の検査・画像診断料
③報告書作成経費	1 症例 1 報告当り単価 $\times$ 症例数	1 症例 1 報告当り単価 使用成績調査 20,000 円 特 別 調 査 30,000 円
④報告書作成補助費	1 症例当り単価 $\times$ 症例数	特に必要と認めた場合のみ 1 症例当り単価 20,000 円
⑤症例発表等経費	ポイント制 ポイント数 $\times 0.8 \times 6,000$ 円	研究会等における症例発表及び再審査・再評価申請用の文書等の作成に必要な経費 ポイント数は、ポイント算出表の「症例発表」「再審査・再評価申請用の文書等の作成」による
⑥管理費	(旅費 + 報告書作成経費 + 報告書作成補助費 + 症例発表等経費) $\times 10\%$	当該製造販売後調査に必要な事務的・管理的経費（光熱水料、消耗品費、印刷費、通信費）
⑦間接経費	①～⑥までの合計の $30\%$	技術料・機械損料、その他